

キャリアアップ教育訓練規程

（目 的）

第1条 この規程は、株式会社 電信（以下「会社」という。）の従業員の免許・資格・試験及び教育の支給の細則について定めるものである。

第11章（教育研修）第106条の追記規定のキャリアアップ教育訓練規定とする。

株式会社 電信の社員の免許・資格・試験及び教育の支給の細則について定めているが、会社は、派遣労働者と契約締結に際し、このキャリアアップ教育訓練規定を交付する。

（免許・資格の種類）

第2条 教育の種類

- (1) 「安全衛生教育」とは、労働安全衛生法第59条の規定にも届く安全衛生教育
- (2) 「キャリアアップ教育」とは、キャリアアップに資する教育訓練である。新規採用・OA機器操作・ビジネススキル等一定の技能を習得させる講習。
- (3) 「その他教育」とは、情報保護教育・マイナンバー教育他働くのに必要な教育。

（対象者の範囲）

第3条 対象者は、次に掲げる社員とする。

- (1) 派遣労働者

（資格等取得の交通費の算出の基準）

第4条 交通機関に係る運賃、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 自家用車使用の場合は、距離×基準単価で計算する。
- 3 会社車両を使用した場合は、会社負担とする。

第5条 自家用車等に係る支給額は、次に掲げる額を支給する。

- (1) 自動車等の使用距離（以下「使用距離」という）が最短での往路距離で計算する。
- (2) 基点は、会社事務所（本社・各出先事務所）とする。
- (2) 使用距離をkmで換算し1km15円、1km未満を切上げする。
- 2 前項各号の距離は、会社が定めるアプリケーションソフトを用いて計測する。
- 3 講習日においては、講習会場への費用は支給するが通勤手当支給しない。

(対象日の扱い)

第6条 勤務日は、有給扱いとする。

2 休日は、休日出勤手当を支給する。

(届出義務)

第7条 資格を受けようとする者は、所定の届出書に受験種類及び受験料を記入して会社に届け出なければならない。

2 受験交通費の経路及び方法並びに運賃等を記入して会社に届け出なければならない。

3 受験交通路に変更が生じたときは、直ちに、所定の届出書に新たな経路及び方法並びに運賃等を記入して会社に届け出なければならない。

(支給できない場合)

第8条 厳重注意・勧告等勤務評価その他の事由により、全額支給しない場合がある。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、関係諸法規の改定及び会社状況及び業績等の変化により必要があるときは、社員と協議のうえ改正又は廃止することがある。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。